

第 5315 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月24日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 消費者から商品を買上げた場合

Q：当社では、消費者から商品を買上げて、それを海外へ輸出するつもりです。この場合の消費者からの商品の買上げは、課税仕入になりますでしょうか？

A：課税仕入になります。

【解説】

消費税では、事業者が事業として他の者から資産を譲受け、もしくは借り受け、又は役務の提供を受けることを課税仕入といい、仕入をする相手方については、消費税の免税事業者であっても消費者であっても何ら変わることがなく、それが、相手方において課税資産の譲渡等に該当するものであれば、課税仕入に該当することとされています。

したがって、たとえばその仕入先が非居住者であっても国内に本店又は主たる事務所を有しない外国法人であっても、それが相手方において課税資産の譲渡等に該当するものであれば課税仕入に該当することとなります。

ただし、仕入税額控除を受けるためには、課税仕入について次の事項を記載した帳簿及び請求書等のいずれをも保存しなければなりませんので注意してください。

- ① 課税仕入の相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入を行った日
- ③ 課税仕入に係る資産又は役務の内容
- ④ 課税仕入に係る支払対価の額

なお、相手方が消費者の場合は、請求書等を交付しないでしょうから、この場合には、上記事項を記載した仕入明細書、仕入計算書に相手方の確認を受けたものを保存します。

